

加 監 公 表 第 9 号

令和6年5月16日

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	山 本 賢 吾
加古川市監査委員	谷 真 康

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和6年3月19日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和6年3月19日付けで受理した。

なお、令和6年4月1日及び同年4月15日に請求人から本請求に係る証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

- (1) かこがわウェルビーポイント制度（以下「ポイント制度」という。）に基づくA小学校PTA（以下「A小PTA」という。）に対するかこがわウェルビーポイント（以下「ポイント」という。）の付与について

児童の登下校の見守りは、本来、保護者の責任で行うべきであるにもかかわらず、A小学校区の一部の地区においては、他地区の保護者や地域の人にボランティアとして立ち当番をさせ、A小PTAにポイントを付与している。更には、A小学校の校務分掌に登下校ボランティアとの連絡調整を記載し、教職員の見守り活動についてもA小PTAにポイントを付与していると思われる。

また、A小学校の校務分掌には、ポイント制度に係る担当者の記載がなく、ポイントの付与やポイント付与端末の管理を学校の校務として行っておらず、私人が好きなだけポイントの付与をしていると思われる。A小学校に尋ねても、ポイント付与の根拠資料が示されず、A小PTAのポイント付与に係る根拠が不明であり、PTA活動と学校園支援ボランティアの両方に重複してポイントが付与されていると思われる。

さらに、PTAに付与されたポイントは、全て学校に寄附されるとの説明を学校教育課より受けたが、過去にA小PTAに付与されたポイント数から、実際にA小学校へ寄附されたポイント数を差し引いたところ、約56万ポイントが寄附されず

に残っており、説明と異なる。A小学校に寄附の根拠資料を求めても、根拠資料はないと回答を受けていることから、A小PTA会長やA小学校長の欲しい分だけポイントを付与し、寄附ポイント数も任意に決定しているのではないかと、また、一部のA小PTA役員等だけで多額のポイントを使っているのではないかとと思われる。

以上のことから、A小PTAへ付与したポイントは問題である。

(2) ポイント付与等に係る全加古川市立小学校（以下「全小学校」という。）教職員の人件費（以下「本件人件費」という。）について

加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）事務局事務分掌規則（昭和61年教育委員会規則第3号。以下「事務分掌規則」という。）第6条学校教育課（10）において、「教職員（幼稚園は除く。）の人事、給与及び福利厚生に関すること。」との記載があることから、本件人件費は、加古川市（以下「市」という。）の財務会計上の行為に該当すると思われる。

全小学校における学校園支援ボランティア等へのポイント付与には、教職員が立ち会っており、日々、図書ボランティア等のポイント付与に立ち会う教職員の仕事量は、延べ時間にするとかなりの時間になるにもかかわらず、当該業務は小学校の校務分掌に記載されていない。ポイントの付与等は、地域ボランティア等の連絡調整に該当すると思われるが、文部科学省が、地域ボランティアとの連絡調整は、学校・教職員の担うべき職務ではないと通知しているにもかかわらず、職務専念義務の免除や兼業の許可等の手続がなされないまま、教職員が地域ボランティア等の連絡調整に係るポイントの付与を行っていることは問題である。

(3) 本請求に係る監査委員、監査事務局の人件費及び経費（以下「本件監査経費」という。）について

学校教育課長は、市民からの質問に対し、分かっている事実を伝えないために、部下に情報を知らせないようにしており、結果、無駄に住民監査請求をさせられている実態があると思われる。

また、住民監査請求をわざとさせた上で、住民監査請求における学校教育課の陳述の場を、虚偽の説明により乗り切るという手法を取っていると思われる。以前に

提出したポイント制度に係る住民監査請求の際に、問題点を見直し、改善されていれば本請求を提出する必要はなかった。

市民に対し、十分な説明責任を果たしておらず、その結果、必要のない本請求を提出させていることは問題である。

よって、次の措置を求める。

- ・ A小PTAへ付与した令和4年度、5年度及び繰越分を含むポイントの返還
- ・ 本件人件費（令和4年度、5年度分）の返還
- ・ 本件監査経費の学校教育課長からの徴収

なお、請求人が求めるポイントの返還について、ポイント付与の行為自体は財務会計上の行為ではないが、ポイント付与に係る負担金を支出する行為が財務会計上の行為にあたり、市に損害を与えているものとして、A小PTAへ付与した令和4年度、5年度及び繰越分を含むポイント付与に係る負担金（以下「本件負担金」という。）の返還を主張していると解す。

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件負担金の支出について

市が本件負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

イ 本件監査経費の支出について

市が本件監査経費を支出することは違法又は不当であるか。

法第242条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求人が求める措置のうち、本件負担金に係る令和4年度4月分から1月分及び繰越分の支出については、本請求書が提出された令和6年3月19日において、「当該行為のあつた

日」から1年を経過している。また、本請求書及び事実証明書から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさない。よって、監査の対象としない。

また、同条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が求める措置のうち、「本件人件費の返還」については、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条において、市（指定都市を除く。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の教職員等の給与等については、都道府県が負担することと規定されていることから、本件人件費については兵庫県が支出しており、市が支出しているものではないため、市の財務会計上の行為には該当しない。

なお、本件人件費において請求人が根拠としている事務分掌規則第6条学校教育課（10）、「教職員（幼稚園は除く。）の人事、給与及び福利厚生に関すること。」に関する具体的な事務としては、兵庫県教育委員会と学校との間における教職員の退職手当等に関する書類の集約等の事務や、スクールアシスタント等の市が雇用する任期付短時間勤務職員の給与の支払等に係る事務を指している。

また、請求人が求める措置のうち、「本件監査経費の学校教育課長からの徴収」については、違法又は不当な財務会計上の行為の予防や是正等ではなく、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって、監査の対象としない。しかし、「本件監査経費の支出」については、財務会計上の行為であるため、住民監査請求の対象として事実確認を行い、判断する。

（2）監査の対象部

市民協働部、教育指導部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年4月15日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部及び教育指導部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和6年4月15日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容などは次のとおりである。

ア ポイント制度について

(ア) ポイント制度の概要等について

ポイント制度は、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、一人でも多くの人々が活動に参加するきっかけとなり、また活動を続ける楽しみにつなげることにより、加古川市総合計画における将来の都市像である、「夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川」を実現するため、平成28年12月1日からの試行を経て、平成29年4月1日から正式運用を開始したものである。市が対象とする社会活動や健康活動等（以下「対象活動」という。）に参加した場合に、ポイントが付与される制度で、加古川市かこがわウェルビーポイント制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、貯まったポイントは、誰でも1ポイントを1円として、市立学校園（以下「学校園」という。）への寄附、ポイント加盟店での支払又はポイント加盟店の商品と交換することができる。なお、各対象活動において付与されるポイントの有効期限は、対象活動のポイントの最終変動があった日から2年間であるが、学校園にポイントが寄附された場合には、そのポイントの有効期限はなくなり、消滅しない。

ポイント制度は、株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「提供者」という。）が提供する、かこがわウェルビーポイントサービスを利用することで実施している。市は、提供者とかこがわウェルビーポイントサービス利用契約及びかこがわウェルビーポイントサービスのポイント発行負担金に関す

る覚書（以下「覚書」という。）を締結している。市は、覚書に基づき、ポイント付与端末より利用者へ付与したポイントに応じ、1ポイントを1円として、提供者に対して負担金を支払っている。負担金は、毎月末締めで、翌月に提供者から書面にて請求があり、提供者が作成した、かこがわウェルビーポイント利用集計（以下「利用集計」という。）を、50ポイント未満の端数が出ていないか等、内容を検査・検収した上で、月毎に支払っている。

（イ）ポイント付与方法等について

ポイント制度では、かこがわウェルビーカード（以下「カード」という。）又は個人のみが利用可能である専用アプリを利用して、ポイントを貯めたり使うことができる。カードは、市又は提供者が個人又は団体（以下「利用者」という。）に交付し、専用アプリは、個人が所有するスマートフォンからダウンロードし、インストールすることで利用できる。対象活動に参加した際には、カード又は専用アプリ（以下「個人カード等」という。）の二次元コードをポイント付与端末にかざすことでポイントが付与される。なお、ポイント付与端末では、固定ポイント（50ポイント）を付与するモードと、ポイント数を自由に選択し付与できるモードの2種類があり、対象活動当日にポイントが付与できない場合は、対象活動を所管する課（学校園を含む。以下「所管課」という。）において、後日、実績を確認した上で、まとめてポイントを付与することができる。

また、ポイント付与端末は、ポイント制度全体を所管する市民活動推進課（以下「主管課」という。）と所管課が、双方合意の下、ポイント付与端末の管理がしやすい場所に設置し、所管課が管理している。なお、令和5年度に、全小学校において、主管課職員と各小学校教職員の立ち合いの下、ポイント付与端末の設置場所の再確認を行い、より教職員の目の届く場所に設置する等の見直しを行った。

（ウ）ポイント付与の対象となる活動について

要綱は、平成29年4月1日に施行して以降、前述の目的を達成するため、対象活動の拡充や付与ポイント数の統一、団体参加制度の導入等、適宜、改正を行っている。要綱に規定する対象活動については、主管課から学校園を含む

全所属へ照会を行い、ポイント制度の目的と合致していることを確認した上で決定しており、所管課は、対象活動の詳細を管理し、実績を把握した上でポイントを付与する役割を担っている。

教育委員会において、学校園のポイント制度の所管課である学校教育課が担当するポイント付与対象事業は、要綱別表に規定する「学校園支援ボランティア（ユニットを活用した保育園・こども園への支援活動を含む）」、「学生スクールパートナー」及び「PTA活動のうち指定するもの」の3つである。

「学校園支援ボランティア」とは、学校園が必要とする活動について、個人登録のボランティアとして協力いただく方々の総称であり、学校園若しくは学校教育課に連絡先や支援可能な日時・内容等を記載した登録用紙を提出し、登録制で活動していただいている。主な活動としては、学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全確保、行事協力等があり、登下校時の安全指導や通学路の見守り支援は、登下校安全確保の活動の一つである。

「PTA活動のうち指定するもの」とは、調理実習や校外学習といった教育活動の補助、登下校時における安全見守り活動、校園内の清掃・整備を主な対象としており、バザー等の金銭に還元される活動、ベルマーク等の品物に還元される活動、会議や研修会への参加については付与対象とはしていない。なお、要綱第4条第5項において、PTA活動は、団体での活動に限られるという性質上、ポイントの付与は団体として参加した者（以下「団体参加者」という。）にのみ行うことを規定している。

イ 本件負担金について

(ア) A小学校におけるポイント付与に係る管理方法等について

PTA等の団体は、団体につき1枚のカード（以下「団体カード」という。）を所持し、団体が保管する活動報告書又は団体手帳（以下「活動報告書等」という。）に活動内容及び活動人数等を記録する。そして、団体代表者は、来校した際に活動報告書等を担当である教職員に提示し、教職員が内容を確認の上、端末を操作して団体カードへポイントを付与する。A小学校においては、担当である教頭がポイントを任意に付与することはなく、教職員の見守

り活動に対してのポイント付与やボランティアをしていない方へのポイント付与、A小PTA役員が来校する度のポイント付与、A小PTA会長やA小学校長が欲しい分だけのポイント付与など、個人カード等及び団体カードへの不適切なポイント付与等についての事実はないことを確認している。

なお、ポイント付与端末の設置については、令和5年1月に発覚したポイント不正取得の事案を鑑み、教職員等の人目に付きにくい場所への設置は避けるべきであることから、A小学校においては、現在、職員室内に設置しており、適正に管理がなされていることを確認している。

(イ) A小PTAによる登下校の見守り活動について

A小学校区においては、これまでも保護者同士が協力し、集団登校する際の班編成や輪番による危険箇所の見守り等を行っているところである。その際、保護者は担当する地区全体の児童を見守っており、互いに助け合う「共助」となることから、「PTA活動のうち指定するもの」に該当する。

令和5年度に、A小PTAから地域住民へ登下校見守り活動への協力依頼があり、その結果、3地区で複数の方が学校園支援ボランティアとして活動されている。請求人は、学校園支援ボランティアにPTA活動としてのポイントが付与されていても確認ができないと主張しているが、この方々は個人登録されており、個人カード等にポイントが付与されるため、PTA活動としてのポイントは付与されておらず、二重でのポイント付与はなされていない。

また、教職員による児童の登下校に関する対応については、平成31年1月25日付け「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）」で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」のうち、「基本的には学校以外が担うべき業務」の一つとして挙げられている。教師を取り巻く環境整備の取組として、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要とされる中、登下校の見守りは、将来的には、完全に保護者の責任の下で行えるようにしていきたい業務である。

一方で、登下校中は学校管理下であり、児童が事故や事件に巻き込まれないよう、安全指導が必要であるという側面もあることや、学校保健安全法（昭和

33年法律第56号)第30条において、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。」と規定されており、登下校の見守りは、学校業務から完全に切り離すことが難しい業務である。

(ウ) P T Aに付与されたポイントの用途について

付与されたポイントについては、要綱第5条第1項において、(1) 学校園等への寄附、(2) 市民活動推進課長が指定する物品等との交換、(3) 加盟店での支払が対象と規定されており、P T A活動で付与されたポイントの多くは、P T Aの判断によって学校園へ寄附されている実績がある。

寄附されたポイントは、1ポイントを1円として学校園の園児、児童、生徒が学習活動等で使用できる物品との交換に使われており、実績としてはバレーボールやドッジビーディスク等が挙げられる。また、子供向けの書籍などは、学校園がその都度、必要に応じて交換できるよう数回に分けて寄附が行われていることから、P T Aが保有する全てのポイントが一度に寄附されているものではない。なお、残りのポイントは今後の状況に応じて順次寄附されることが考えられる。しかしながら、P T Aは任意団体であるため、学校園はその保有ポイント数や使用状況については関知していない。

利用者が学校園にポイントを寄附する場合、寄附申出者は「かこがわウェルビーポイント寄附申請書(以下「申請書」という。)」に記入し、学校園に申請書を提出する。申請書の提出を受けた学校園は、学校園に設置してあるポイント付与端末で寄附申出者の個人カード等又は団体カードの二次元コードを読み取り、寄附申出者の保有ポイントから寄附ポイントを減算処理した後に、申請書の控えを寄附申出者に交付する。なお、利用者はインターネット上で自ら希望の学校園にオンラインで保有ポイントを寄附することもできる。寄附後のポイントの交換の流れは、学校園がかこがわウェルビーポイント寄附交換申込書を主管課に提出し、主管課から提供者に申込内容を依頼する。提供者は、学

校園に申込内容を確認のうえ、ポイント交換を実施する。

以上のことから、A小PTAへのポイント付与及び運用は適正になされており、本件負担金の返還を求める必要はない。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 山 本 賢 吾

加古川市監査委員 谷 真 康

6 監査の結果

(結 論)

本請求において監査の対象としたもののうち、

- ①本件負担金に係る請求については棄却する。
- ②本件監査経費に係る請求については棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認の上、判断した。

(1) 本件負担金について

請求人は、本件負担金の返還を求めていることから、本件負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

ア 本件負担金の支出事務について

本件負担金は、市と提供者が令和4年4月1日及び令和5年4月1日に締結した覚書（以下「本件覚書」という。）第3条によると、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に、ポイント付与端末より利用者へ付与したポイントに応じ、1ポイントを1円として市が提供者へ負担金を支払うこととされており、提供者は毎月末締めで、翌月に前月分の負担金を書面にて市へ請求するものとされている。さらに、その負担金の金額については、提供者がポイント付与に係る記録を基に集計

した内容を主管課が精査し、双方合意の下で決定することとなっており、主管課は請求があったときは、その日から30日以内に負担金を支払うものとされている。

関係職員への調査によると、付与されたポイントについては、主管課が提供者から提出された請求書と利用集計から、利用集計のポイント数について、端数が出ていないか等、内容を検査・検収していること、令和4年度及び令和5年度における毎月の支払は、いずれの月も請求があった日から30日以内に行われていることを確認した。

よって、本件負担金の支出に係る事務手続は、本件覚書に基づき適正に行われていると判断する。

イ ポイントの付与について

(ア) A小学校におけるPTA活動等へのポイント付与について

請求人は、保護者の責任において行うべき登下校の見守りにポイントを付与することは問題があると主張している。

関係職員への調査によると、学校園におけるポイント付与対象となる事業は、要綱別表に規定する「学校園支援ボランティア」、「学生スクールパートナー」及び「PTA活動のうち指定するもの」とされている。

そのうち、「PTA活動のうち指定するもの」については、主管課が作成し、各学校園のPTA会長に配付されている「かこがわウェルビーポイント制度PTA活動に関するチラシ（以下「チラシ」という。）」及び「かこがわウェルビーポイント制度対象のPTA活動一覧」によると、調理実習や校外学習といった教育活動の補助、登下校時における見守り活動、校園内の清掃・整備作業等を主な対象としており、バザーや廃品回収等の金銭に還元される活動、ベルマークの仕分け等の品物に還元される活動、会議や研修会等への参加についてはポイントの付与対象とされていない。なお、PTA活動は、団体での活動に限られるという性質上から、要綱第4条第5項により、ポイントの付与は団体参加者にのみ行うことと規定されており、個人参加者には付与されていないことを確認した。

また、A小学校区においては、これまでも保護者同士が協力し、集団登校する際の班編成や輪番による危険箇所の見守り等を行っており、保護者による登下校の見守りは、担当する地区全体の児童を見守っていることから、互いに助け合う「共助」となるため、「PTA活動のうち指定するもの」に該当するものとして、ポイント付与の対象活動として位置付けていることを確認した。

このように、ポイント付与の対象活動については、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、一人でも多くの人が活動に参加するきっかけとなり、また活動を続ける楽しみにつなげるというポイント制度の目的と合致していることを確認した上で市が決定しており、市の裁量の範囲内であると考えられる。

よって、A小PTAにおける登下校の見守り活動を「PTA活動のうち指定するもの」として、団体参加者にポイントの付与を行っていることについては、不合理な点はないと判断する。

(イ) A小学校におけるポイントの付与及び管理について

請求人は、A小学校の校務分掌にポイントに係る担当者が記載されていないことから、ポイントの付与やポイント付与端末の管理をA小学校として行っておらず、私人が好きだけポイントを付与できる状態であり、また、ポイント付与に係る根拠が不明であると主張している。

関係職員への調査によると、A小学校におけるポイント付与に係る事務は、A小学校の校務分掌のうち、「学校支援ボランティア連絡調整」に含まれており、教頭がこれを担当していることを確認した。

小学校におけるポイント付与については、ポイント付与端末が各校に設置されており、学校園支援ボランティアのような個人参加の登録者は、個人カード等の二次元コードをポイント付与端末にかざすことでポイントが付与される。一方、PTA等の団体については、団体代表者等が来校したときに活動報告書等を持参し、教職員が記載された内容を確認した上で端末を操作し、団体カードにポイントを付与している。A小学校においては、担当であ

る教頭がこれを行っており、A小PTA役員が来校する度のポイントの付与や、A小PTA会長やA小学校長が欲しい分だけのポイントが付与する等、不適切なポイントの付与は行っていないことを確認した。また、登下校の見守り活動に対しての教職員へのポイント付与やボランティアをしていない方へのポイント付与は行っておらず、個人カード等及び団体カードへの不適切なポイント付与の事実はないことを確認した。

請求人は、登下校の見守り活動において、学校園支援ボランティアに対し、PTA活動としてポイントの付与がある場合は二重付与になると指摘しているが、学校園支援ボランティアについては個人登録されており、ポイントの付与は個人カード等になるため、A小PTA活動としてのポイント付与はされていない。さらに、A小PTAの団体カードへのポイント付与時の確認において、活動報告書等には学校園支援ボランティアは含まれておらず、二重の付与はされていないことを確認した。

また、A小学校のポイント付与端末は、かつては事務室前に設置されていたが、過去のポイント不正取得の事案を鑑み、現在は、常時教職員の目が届く職員室内に設置されていることを確認した。

よって、A小学校におけるポイントの付与及び管理は適正に行われていると判断する。

(ウ) A小PTAへ付与されたポイントの用途について

請求人は、PTAに付与されたポイントは、全て学校園に寄附されるとの説明を受けているが、A小PTAに付与されたポイントのうち、A小学校に寄附されていない多額のポイントがあることから、一部のPTA役員等だけで多額のポイントを使っているのではないかと主張している。

関係職員への調査によると、付与されたポイントは、要綱第5条第1項において、加古川市立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・養護学校への寄附、市民活動推進課長が指定する物品との交換、加盟店での支払に1ポイントを1円として交換できることと規定されており、学校園への寄附のみが前提となっているものではないことを確認した。そのため、任意団体で

あるPTAの保有ポイント数や使用状況について、学校園としては関知する立場にない。しかしながら、A小PTAを含め、PTAに付与されたポイントの多くは、PTAの判断によって、一度に又は必要に応じて交換できるよう、その都度、学校園へ寄附されており、寄附されたポイントは学校園の園児、児童、生徒が学習活動等で使用するバレーボールやドッチビーディスク等に交換されている実績があることを確認した。

また、主管課が作成し、各PTA会長に配付されているチラシにおいて、貯まったポイントは学校園へ寄附され、学校園が希望する物品等に交換される旨の説明がなされていること、さらには、A小学校を含め各学校園のPTAに対し、毎年開催される総会時にポイントの寄附や使途を含め、ポイント制度について会員に周知するよう、学校園を經由して毎年依頼していることを確認した。

なお、各対象活動において付与されるポイントの有効期限は、対象活動のポイントの最終変動があった日から2年間であるが、学校園に寄附されたポイントには、その後の有効期限はなく、ポイントが消滅するものではないこと、物品等に交換された後の余ったポイントについては、その後に学校園に寄附されるポイントと合算し、物品等に交換されていることを確認した。

よって、A小PTAに付与されたポイントの使途及び全てのポイントがA小学校に寄附されていないことに、不合理な点はないと判断する。

以上のことから、本件負担金の支出については、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 本件監査経費について

請求人は、必要のない本請求をさせられたとして、本件監査経費に係る支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為の予防、是正等の措置を監査委員に請求する機能を住民に与えようとするもので、法第242条の規定に基づき監査されるものである。

本件監査経費は、請求人の主張する本件負担金の支出が、違法又は不当であるかを監査する経費であり、本件監査経費の支出については問題ない。

以上のことから、本件監査経費の支出については、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

- (1) ポイントの用途については、要綱第5条第1項において交換できる内容が規定されている。PTAに付与されたポイントは、PTAの判断によりその大部分は学校園への寄附がなされているとのことであるが、PTAという団体の存在意義や活動目的を考えると、児童、生徒等のために有効に活用されるべきものであるため、「PTA活動のうち指定するもの」として付与されたポイントの用途については、学校園への寄附に限定する旨を要綱等に規定することなどを検討されたい。
- (2) 要綱別表には、ポイント付与の対象活動及び付与されるポイント数が規定されているが、対象活動について所管課と内容をさらに精査し、より具体的に規定するなど、対象活動の内容がより分かりやすいものになるよう検討されたい。
- (3) 覚書に基づく負担金の支出に係る検査・検収において、主管課は、利用者やポイント付与数等の内訳が記載された活動報告書等を有していないため、利用集計の検算及び端数確認等を行うのみであり、内容の確認が十分であるとはいえない。主管課においては、PTA等の団体に対して、活動報告書等の保存や所管課を通じた随時の提出を求めるなど、必要に応じてポイント付与の根拠を確認できるような運用に改めることを検討されたい。